

## ～ 出張報告 ～

### ラオス刑事訴訟法現地セミナー及び刑法典フォーラム

国際協力部教官

川 西 一

#### 1 出張の概要

法務省は、1998年からラオスに対する支援を開始し、司法関係者を日本に招いての研修、現地への専門家派遣などを実施してきた。その後、2003年から2007年までの間、JICA（独立行政法人国際協力機構）の「法整備支援プロジェクト」において、民法と企業法の教科書・民事第一審裁判の判決書マニュアル・検察官執務マニュアルの作成を支援し、2010年からは、人的組織的能力向上による司法、立法及び行政各実務の改善を目的としたJICA「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）において、教材作成及びその普及活動を行っている。当部は、これまで、長期専門家及び短期専門家の派遣、現地セミナーの実施、本邦研修の受入れ、アドバイザーグループへの参加等、ラオスに対する支援に協力してきた<sup>1</sup>。

本職は、2013年12月に実施された刑事訴訟法現地セミナー等に短期専門家として参加するとともに、法務省によるラオス刑法典起草支援として実施した刑法典フォーラムに、当部の白井涼専門官（法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門国際協力専門官）と参加したので、その概要を報告する。

#### 2 刑事訴訟法現地セミナーについて

##### (1) 本プロジェクトについて

ラオスでは、法学教育・実務における研修においても法理論の体系的説明がなく、実務における問題について法理論との関連付けがほとんど行われていない状況があった。そこで、法理論と関連付けられた法学教育・研修を行い、法律実務を改善する人的・組織的能力を向上させることを目標とした本プロジェクトが、2010年7月に開始され、当部は、長期専門家及び短期専門家の派遣、現地セミナーの実施、本邦研修の受入れ、アドバイザーグループへの参加等の協力を行っている。本プロジェクトでは、ラオスにおける刑事訴訟法の法理論と実務上の問題について、体系的に分析・検

---

<sup>1</sup> 本プロジェクトについては、本誌44号の特集記事に詳述されているほか、本誌47, 50, 51, 53, 57及び58号には、これまでの研修の実施状況が報告されているので御参照されたい。

討し、その結果を「モデル教材」に取りまとめるとともに、ラオスの司法関係機関及び法学教育機関に所属する職員・教員に対し、その内容の普及を行うことが、成果の一つとされている。

## (2) 普及セミナーについて

本プロジェクト刑事訴訟法サブワーキンググループ（以下「SWG」という。）は、既に刑事訴訟法手続チャート（以下「手続チャート」という。）を完成・出版していたが、2012年の同法改正により手続チャートの改訂を行ったことから、改訂版手続チャートを用いた改正刑事訴訟法の普及活動を行っている。その活動の一環として、2013年12月、ラオス北部のルアンパバーン市において、ラオス北部7県の司法関係機関及び法学教育機関の職員・教員を対象に、SWGメンバーによる手続チャートを用いた改正刑事訴訟法手続のプレゼンテーションと日本側専門家による証拠法に関するプレゼンテーションを内容とする普及セミナーが実施され、本プロジェクトの中村憲一長期専門家、伊藤浩之長期専門家と共に、当部から本職が短期専門家として参加した。

普及セミナーは、2013年12月16日から17日にかけて、ルアンパバーン市内のルアンパバーン県農業森林局会議室において、SWGメンバー（11名）のほか、ラオス北部7県に所在する司法関係機関及び法学教育機関の代表者約60名を集めて行われた。

普及セミナーにおいては、SWGメンバーにより、手続チャートを用い、捜査手続、裁判所及び弁護人の役割等について、改正刑事訴訟法に関するプレゼンテーションが行われ、その後、日本側専門家から、証拠法における日本とラオスの比較、日本における証拠法の概要、自白の信用性の判断のテーマでプレゼンテーションが行われた。



SWGメンバーによるプレゼンテーションは、議論を重ねて手続チャートを書き上げたことによる自信に満ちたものであって、その内容も条文への言及はもちろん、条文がない部分についての指摘と実務での運用など、時には周辺国の手続との比較をするなどして、説明としても簡潔かつ適切なものとなっていた。夏に実施した本邦研修から、数か月しか経っていないが、その間にも更なるキャパシティの向上があることが、プレゼンテーションからも伺うことができた。

また、普及セミナーの参加者からも、手続チャートの改善点や今後の改訂へ向けた提案が、積極的に行われ有益な議論が重ねられた。その多くは、非常に建設的なもの

であり、その回答も SWG メンバーにより行われ、日本側専門家から特にコメントする必要もない場合がほとんどであり、SWG メンバーのみならず、その周辺にもプロジェクトの成果が波及していることが感じられた。

一方、捜査機関の出席者からは、捜索差押の許可について、緊急で行った場合、事後に日付だけ遡らせて許可を事前に得たことのできるかといった質問もあり、特に地方においては理解に差があることを感じた。

会議の途中、休憩後の開始前などで、参加者が歌を披露するのが恒例のようであり、特に北部地域の民謡などが歌われていたようである。本職も、一曲披露させていただいたが、確かに、場を和ませる効果があり、ラオスらしい企画であった。

### (3) 現地セミナーについて

SWG メンバーは、上記のとおり、改正刑事訴訟法の普及活動を行う一方、他の成果である「モデル教材」の完成に向け、ラオス刑事訴訟法の分析・検討に基づいて体系的な章立てを行い、各章についてそれぞれの担当者を決め、「モデル教材」の執筆を行っていた。本セミナー開催当時は、本プロジェクトの終了まで半年余りとなり、刑事訴訟法アドバイザーグループから本邦研修や JICA-NET 会議を通じて頂いたコメント・アドバイスをドラフトに反映させるなどして、執筆も大詰めを迎えていた。そこで、法改正を適切に反映し充実した「モデル教材」の最終ドラフトが効果的・効率的に行われるようにするため、上記普及セミナーに引き続き現地セミナーが開催された。本セミナーには、ラオス刑事訴訟法アドバイザーグループの同志社大学大学院司法研究科洲見光男教授に御参加いただき、各メンバーが執筆したドラフトについて、コメントやアドバイスを頂き、各論点について集中討論を行った。また、北部法科大学の教員にも、議論に参加してもらい、改正刑事訴訟法に関する情報提供のみならず、法律学における思考方法についても知る機会を提供した。

本セミナーは、上記普及セミナーに引き続き、2013年12月17日午後は、ルアンパバーン県農業森林局会議室において、翌18日及び19日は、ルアンパバーン市内の北部法科大学において開催された。本セミナーには、普及セミナーに参加していた刑事訴訟法 SWG メンバー9名のほか、会場となった北部法科大学からも法学の教員8名が参加した。

本セミナーでは、「モデル教材」の捜査、起訴、控訴審、破棄審及び再審の各章のドラフトについて、洲見教授や専門家からコメントがなされ、各論点について議論を行った。今回検討したドラフトは、その多くが初稿について本邦研修で検討しており、今回はそこから更に議論を進める内容となった。議論についても、各メンバーから、条文の文言解釈、趣旨からの解釈などの意見が出されるなど、本邦研修からも更にレ

ベルの高いものとなっていた。

また、法学教育機関から参加している研究者メンバーが、ある論点について法理論的な帰結を示して意見を述べ、それに対し、裁判官、検察官の実務家メンバーが実務における実情を述べたところ、結論が異なることがあった。確かに、条文を素直に読めば、研究者メンバーの意見のとおりであるが、実際上は実務の運用が適切と思われる例であった。この論点については、理論と実務をつなぐ議論が交わされ、プロジェクトが狙いとしている成果が着実にあがっていることを感じた。

本邦研修においては、SWGメンバーの年少者は、ほとんど発言することはなかったが、本現地セミナーでは、これまで議論に加わったことのない、若いメンバーが積極的に意見を述べていたのも印象的であった。

### 3 刑法典フォーラムについて

ラオス現行刑法は、1990年に制定後、2001年及び2005年に一部改正が行われたが、ラオス政府は、現行刑法を抜本的に改正した刑法典を新たに起草し、2015年の国民議会承認を目指すこととし、2013年から刑法典起草活動を本格化させている。2010年7月に開始された本プロジェクトは、民法典起草支援はその活動の一部としたが<sup>2</sup>、刑法典起草支援については、その活動の一部とはせず、現地専門家により可能な範囲で対応することとした。そこで、本プロジェクトは、2013年5月及び11月に、ラオス司法省との共催により、「刑法典フォーラム」を開催し、ラオス側から高い評価を得ていた。その後も、ラオス側からは、刑法典を国際条約及び世界標準に整合したものとすべく、日本からの支援を求める声が寄せられていたことから、法務省は、国際条約等と整合した国際社会の一員にふさわしいラオス刑法典の制定には、日本の知見の更なる提供が有益と考え、本プロジェクト及びラオス司法省との共催により、「第3回刑法典フォーラム」（以下「刑法典フォーラム」という。）を開催したものである。

「刑法典フォーラム」は、本プロジェクト及びラオス司法省との共催により、2013年12月20日及び21日の両日、ビエンチャン市ドンチャンパレスホテル会議場において開催された。

ラオス側からは、12月20日は、インタパンヤ司法省法律局副局长、刑法典起草委員、各省庁の法律担当者及びSWGメンバーなど約50名が、翌21日は、休日にもかかわらず、ケート司法副大臣、ブンポン司法省法律局局长、刑法典起草委員及びSWGメンバーなど約30名が参加し、日本側からは、刑事訴訟法現地セミナーに引き続き洲

---

<sup>2</sup> ラオス側の要請を受け、中間レビュー（2012年8月）の際、プロジェクト活動に民法典起草作業が加えられた。

見教授に御参加いただいたほか、中村専門家、伊藤専門家及び川村仁専門家と共に、本職及び白井専門官が参加した。

刑法典フォーラムでは、最初に、洲見教授から「刑事立法に当たって ―比較法的観点から―」と題して、刑法の基本原則・原則に関する講義が行われ、それに対する質疑応答を行い、その後、ラオス側から、ラオス刑法典草案についてプレゼンテーションが行われ、それに対する質疑応答及び意見交換が行われた。



洲見教授による講義は、罪刑法定主義と、それに付随する明確性の原則、類推適用の禁止など、刑法の基本原則について、その思想的背景等から具体的かつ詳細に説明するものであった。また、洲見教授のアメリカ、ドイツでの研究生生活を踏まえて、アメリカ模範刑法典、ドイツ刑法などからの比較法的視点からも検討を加えたものであり、刑法に関する国際標準というべき基本原則について、インプットするものであって、ラオス刑法典の起草にも、多くの示唆をもたらすものであった。

質疑応答、意見交換においては、各参加者から積極的に意見が述べられた。その多くは洲見教授の講義で触れられた基本原則との関係で、ラオス刑法の問題点について問題提起するものであり、非常に建設的なものであった。例えば、類推適用禁止と窃盗罪の関係では、ラオス刑法の窃盗罪は、「人が知らないうちに」物を奪取することが構成要件とされているところ、面前で奪取した場合に窃盗罪を適用することができるかなどというものである。そのほかにも、明確性の原則とラオス刑法典の規定との関係、法益保護機能とラオス刑法各則の関係、故意犯処罰の原則、各省庁所管法令とラオス刑法典との関係、姦通罪の是非、処断刑の定め方及び犯罪者リストからの抹消に関する規定など、多くの論点について、出席者による活発な議論が行われた。

刑法典フォーラムでは、ラオス刑法典起草委員及び各省庁の法律担当者が一堂に会し、ラオス刑法典制定における諸問題について、活発な質疑応答・意見交換が行われた。そのため、刑法典起草委員のみならず、各省庁の法律担当者から、刑法典案へのコメントを得ることができたのは、ラオス司法省にとっても、非常に有益な情報収集及び意見交換の機会となったようであった。

#### 4 おわりに

本プロジェクトは、予定どおり、本年7月に終了することとなり、刑事訴訟法 SWG

としては、今回紹介した現地セミナーが最後の現地セミナーとなった。本プロジェクトの成果としては、SWGの適切な運営、モデル教材の作成、司法機関関係者、法学教育関係者への普及が挙げられているが、今回、ルアンパバーン市での普及セミナーに実際に参加して、SWGメンバーが、普及セミナーの運営、刑事訴訟法手続の説明、質疑応答を自主的に行う能力が十分にあることが、この目で確認できた。また、モデル教材については、昨年8月に実施した本邦研修の時点において、既にほぼ全編のドラフトの検討が行われていたため、今回の現地セミナーでは、各論点について更に深い議論を行うことができた。また、議論の質も、研究者メンバーが、法理論に基づいて意見を述べ、それに対し、実務家メンバーが実務での運用の観点から意見を述べるなど、正に法理論と実務をつなぐ議論が繰り広げられていた。確かに、モデル教材の作成には、多くの時間を要したかもしれないが、各機関から参加したメンバーが、ラオス法に対する一応の共通認識を獲得し、その上で理論と実務の克服を目指すレベルに到達しつつあるのは、モデル教材の作成作業において、絶えず議論を繰り返し、専門家がそれを辛抱強く見守ったからに他ならない。飽くまでラオスの法律家による自立的発展を志向するプロジェクトとしては、このような手法は最も有効なものであったと思われる。本プロジェクトは、本年7月をもって終了し、次フェーズが開始されるが、モデル教材については今後も改訂を続ける必要があり、法制度整備の基盤となる民法典及び刑法典は、いずれも未だ起草作業中である（いずれも2015年制定予定）。ラオスの司法制度の強化、法制度の信頼向上には、これら基本法が適切に制定・普及されることが必要不可欠であって、今後も継続的なフォローが必要と思われる。その中で、次フェーズにおいて、刑法典起草支援を活動内容の一部とできるようになったことの意味は大きく、それはひとえに、現地専門家が限られたリソースの中で刑法典起草支援を続けてきたことによるものと思われる。また、本プロジェクトにおいては、SWGメンバーについて基礎的能力が開発されたに過ぎず、その成果を普及活用し発展させなければ、本プロジェクトの成果の定着は困難であることからすれば、今後もラオスに対する支援の継続が必要であって、当部としては、引き続きラオスに対する支援に全面的な協力を続けていく所存である。

以上